

第1条 (名称)

本会は、名称を「群馬県脳脊髄液減少症患者会」（以下、本会という）とします。

第2条 (所在地)

本会は、第11条に規定する本会代表の住居地に置くものとします。

第3条 (目的)

本会は、群馬県における脳脊髄液減少症（以下、本症という）の患者及びその家族が本症を克服するために情報交換や相談・支援の場をもち、互いに協力し、症状や生活の質の改善を目指すものです。

更に、本会は本症治療法の確立により、どの患者も医療保険によって適切な治療を受けることで健康を回復できるように、この実現を図り社会並びに行政機関等に求めるものです。

加えて、本症は軽い交通事故やスポーツ・落下事故・日常の行為の中でどんな人も罹患する可能性が十分にあることから、本会はこれを広く一般に啓発し、本症の発症を未然に防止しまた適切な初期対応を取ることで、日常生活における甚大な被害がなくなるようにその周知に努めるものです。

第4条 (会員の心得)

本会員は、前条が規定するところの目的の達成の為に本症に苦しむ患者及びその家族相互において助け合い・励まし合いその信頼と融和を図る事に努めるものとします。

第5条 (入会)

本会は、第3条が規定するところの本会の目的に賛同し、各自の症状・環境の許す範囲において本会の運営に主体的に協力する意志を持つ患者及びその家族が、第13条に規定する本会事務局に対し入会希望を申告することによりこれを受け付けます。

その後、第12条に規定する役員会の承認を経て同事務局が管理する本会員名簿に登録されることによって入会の成立とします。

また、第3条が規定する本会の目的に賛同しこの運営に協力・支援する個人及び法人は賛助会員になることができるものとします。

第6条 (退会)

本会は、前条同様本会事務局に対する会員本人による退会の意思の申告によりこれを受け付け、その後の役員会の承認を経て本会員名簿からの当会員の登録を抹消することにより同会員の退会の成立とします。

第7条 (除籍)

本会員が、本会の社会的信用を失墜させ若しくはその運営に著しい支障を来たす場合は、第12条に規定する役員会の決議をもって当会員の除籍を決定するものです。

第8条 (組織)

本会は、本会員が構成・参加する総会を最高の意思決定機関とし、これが決定した事項の執行及び第3条が規定するところの目的を達成するために本会役員会を置くものです。

第9条 (総会)

本会は、総会を第11条に規定する代表の招集により年1回開くものとし、本会の事業計画及び事業報告、予算の決定及び決算の報告、代表の選出、会則の決定及び変更、その他必要事項を決定するものです。

但し、本会代表は本会の運営上必要と判断するときは臨時総会を招集できるものとします。

第10条 (議長と議決方法)

本会は、総会の議長を第11条に規定する本会代表が務め、出席会員の過半数の同意によりその意思を決定するものです。

なお、その結果が、賛否同数の場合は議長の決定によるものとします。

第 11 条 (役員)

本会は、第 8 条が規定するところによる本会役員会を構成する下記役員を置くものです。

代表代行以下役員は当面の間代表が任命するものとします。

- ・本会務を統括し、内外に本会を代表する任に当たる「代表」を 1 名置くものとします。
- ・本会代表を補佐し、代表の職務の執行に支障が生じた場合の代理を務める「代表代行」を 1 名置くものとします。
- ・本会の議事・活動を記録し、これに関する情報を収集・管理する「書記」を 1 名置くものとします。
- ・本会の出納・保管を行う「会計」を 1 名置くものとします。
- ・本会の会計を監督し検査する「会計監査」を 1 名置くものとします。

役員の任期は 2 年とします。但し、役員の兼任及び再任はこれを妨げないものとします。

第 12 条 (役員会)

本会役員会は、第 8 条の規定に沿い本会を運営する上に必要な事項を協議の上決定できるものとします。

なお、役員会の意思の決定に当たっては、第 10 条を準用するものとします。

第 13 条 (事務局)

本会は、第 3 条が規定するところの目的を達成するためにその諸事務を統括する事務局を第 11 条に規定する本会代表の自宅に置き、これを管理・運営するものです。なお、本会事務局長は当面の間本会代表が兼務するものとします。

第 14 条 (顧問)

本会は、第 3 条が規定するところの目的を達成するために本症に関する研鑽を積み、本会の活動の推進及び患者・家族に対し医療等に関する指導・助言を行う顧問を置くものです。本会顧問は役員会の承認を経てこれを代表が委嘱するものとします。

第 15 条 (事業年度)

本会の事業年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとします。

第 16 条 (会費)

本会は、その活動を行うために会員は会費として年 2000 円を事務局に納入するものとします。

但し、会員が経済的に困難な状況にあるときは役員会の承認を経て、これを減免できるものとします。

本会は、会員が納入する会費と寄付金及び補助・交付金等をその活動経費に充てるものとします。

第 17 条 (設立年月日)

本会の設立年月日は平成 19 年 6 月 15 日とする。

第 18 条 (規約施行日)

本会則は平成 19 年 6 月 15 日より施行する。

以上